

益城町産後ケア事業業務の委託の概要

1 委託事業名

益城町産後ケア事業業務

2 目的

出産後の心身が不安定になりやすい一定期間に、母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、安心して子育てができるよう支援することを目的とする。

3 実施場所

熊本県内の受託事業者が有する施設又は利用者の自宅等

4 事業内容

(1) 対象者

益城町内に住所を有する出産後 1 年以内の母親と乳児であって、産後の不安又は負担感を軽減することを目的として、事業の利用を希望した者とする。

ただし、医療が必要な状態にある者又は感染性疾患に罹患している者は除く。

なお、原則母子での利用とするが、乳児の入院等の理由がある場合は、母親のみの利用もできるものとする。

(2) 事業の利用種別及び支援内容

受託事業者は、利用者からの主訴等に基づき、次により母子の体力の回復及び母体のケア並びに乳児のケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施する。

① 事業の利用種別

ア 訪問型

受託事業者の実施担当者が利用者の自宅等を訪問し、次の②支援内容のア～オを実施する。

イ 日帰り型

受託事業者の有する施設を日帰りで対象者に利用させ、次の②支援内容のア～オを実施する。

ウ 宿泊型

受託事業者が有する施設に対象者を宿泊させ、次の②支援内容のア～オを実施する。

② 支援内容

ア 母親の身体的ケア及び保健指導、栄養指導

- ・ 母親の体調確認や必要に応じて受診勧奨
- ・ 産後の疲労回復のための休息（母親の状況によっては児の預かりなども含む）
- ・ 母親の身体回復のための体操、生活などのアドバイス
- ・ 児への接し方や泣きへの対応など
- ・ 児の皮膚状態の観察や手入れのアドバイス
- ・ 児の排泄状態の観察などのアドバイス

- ・母親の食事摂取状況の確認
- ・母親の身体回復や母乳育児に望ましい食事についてのアドバイス
- ・児の水分摂取や離乳食の相談

イ 母親の心理的ケア

- ・相談しやすい雰囲気や空間づくり
- ・母親のペースや気持ちに寄り添った支援
- ・傾聴

ウ 適切な授乳方法ができるためのケア

- ・乳房マッサージや乳房の手入れ
- ・授乳間隔や授乳にかかる時間、児の抱き方、母子に合った授乳方法の指導
- ・人工乳の使用方法や足し方など

エ 育児の手技についての具体的な指導及び相談

- ・体重測定と体重増加の確認
- ・成長曲線の見方や今後の発育・発達の見通しのアドバイス
- ・おむつ交換、抱き方、沐浴などの手技の指導

オ 前各号に掲げるもののほか、必要な保健指導及び相談

- ・自宅の環境づくりのアドバイス
- ・その他、具体的に母子に合った実践しやすい日常生活のアドバイス

(3) 利用時間及び利用日数

1日の利用につき訪問型は2時間以内、日帰り型は3時間以内とし、当該時間を分割することはできない。

利用日（泊）数は、訪問型と日帰り型は合わせて7日以内、宿泊型は3泊以内とし、日（泊）数は分割することができる。

また、利用時間帯は、利用者の希望を踏まえて受託事業者が決定することができる。

なお、業務を行う日は原則年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日とする。

5 申請から事業利用までの流れ

(1) 利用者の利用手続きは、主に以下のいずれかの方法で行われる。

① 利用カードによる利用

訪問型又は日帰り型を希望する利用者は、益城町が交付する「産後ケア事業利用カード（別記第1号様式）」を受託事業者へ提示することで、別途の申請書提出及び町長の承認手続きが省略される。ただし、同一の出産につき2回を限度とする。

② 申請書兼同意書による申請

宿泊型を希望する利用者、利用カードによる利用限度（2回）を超えて利用を希望する利用者、または転入等により利用カードを所持していない利用者は、町長へ「益城町産後ケア事業（利用・利用延長）申請書兼同意書（別記第2号様式）」を提出し、町長の承認を得て利用する。

(2) 「申請書兼同意書による申請」の場合、町長は利用の適否を判断し、利用承認通知書（別記第3号様式）又は利用不承認通知書（別記第4号様式）を利用者に交付する（申請後約1週間後に交付）。受託事業者は、利用者がこれらの通知書を提示した場合に対応する

ものとする。

- (3) 利用者は、利用を希望する受託事業者へ直接連絡して利用日等の調整を行う。
- (4) 利用者負担金の減免を希望する者は、あらかじめ益城町へ「益城町産後ケア事業利用者負担金減免申請書兼同意書（別記第5号様式）」を提出し、町から減免決定通知書（別記第6号様式）の交付を受ける。受託事業者は、この通知書が提示された場合、後述する（5）に基づき、減免後の利用者負担金を受け取ること。（5）受託事業者は、利用者から利用者負担金を直接徴収する。ただし、減免決定通知書（別記第6号様式）を提示された場合は、通知書に記載された減免後の利用者負担金を徴収する。
- (6) 受託事業者は、利用者から提示された「産後ケア事業利用カード（別記第1号様式）」又は「益城町産後ケア事業利用承認通知書（別記3号様式）」に、利用日及び受託事業者名等を記入する。また、利用可能日数（泊数）及び機関の範囲内で、要綱に基づき支援内容を提供する。

6 受託事業者の体制

(1) 実施場所

- ① 熊本県内に所在する病院、診療所又は助産所であること。病院又は診療所にあつては、産科又は産婦人科を標榜していること。
- ② 宿泊型においては居室、カウンセリング室、乳児の保育室、その他事業の実施に必要な設備、日帰り型においては産後ケアを安全かつ適切に行うために必要な設備を設置していること。
- ③ 宿泊型においては適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有し、同時に入所させるのはおおむね20人以下とすること。ただし、臨時応急のため短期間入所させるときは、この限りではない。
- ④ 訪問型においては利用者の自宅等に赴いて支援を行うこと。その際、安全面・衛生面に十分配慮すること。

(2) 従事者

- ① 助産師、保健師又は看護師のいずれかを常に1人以上配置していること。宿泊型を行う場合には、24時間体制で1人以上の助産師、保健師又は看護師を配置していること。
- ② 必要に応じて心理に関する知識を有する者など業務の実施に当たり必要な者を配置すること。

(3) 安全管理

- ① 実施施設の安全管理に十分配慮し、火災、事故、損害等の防止に努めると同時に、災害、事故等の緊急事態発生に速やかに対応できるように備えること。
- ② 業務の提供に係る事故の発生に備え、本業務に関する賠償責任保険に加入すること。
- ③ 事業実施中に事故等が発生した場合は、速やかに町長に連絡するとともに書面により報告すること。

(4) その他

- ① 事業を管理する者を定めること。
- ② 前記4（2）に規定する支援内容を提供すること。
- ③ 食事を提供する場合は、利用者の身体回復に配慮し、できるだけ帰宅後の生活の参考

になるよう配慮した食事を提供すること。

- ④ 益城町と連携・協力するとともに、適切な連絡体制を確保すること。
- ⑤ 責任をもって必要な支援内容の提供を行い、利用者から支援内容に関する質問・苦情があったときは、誠意をもって迅速、適切に対応すること。

別表（非課税）

種別	区分	利用料	利用者負担金	委託料
訪問型 (町内受託事業者)	一般	8,000 円/日	1,000 円/日	7,000 円/日
	非課税世帯		500 円/日	7,500 円/日
	生活保護世帯		0 円	8,000 円/日
訪問型 (町外受託事業者)	一般	8,500 円/日	1,000 円/日	7,500 円/日
	非課税世帯		500 円/日	8,000 円/日
	生活保護世帯		0 円	8,500 円/日
日帰り型	一般	7,500 円/日	1,000 円/日	6,500 円/日
	非課税世帯		500 円/日	7,000 円/日
	生活保護世帯		0 円	7,500 円/日
	多胎児加算	2,000 円/日	0 円	2,000 円/日
宿泊型	一般	35,000 円/泊	7,000 円/泊	28,000 円/泊
	非課税世帯		2,000 円/泊	33,000 円/泊
	生活保護世帯		0 円	35,000 円/泊
	多胎児加算	10,000 円/泊	0 円	10,000 円/泊

多胎児加算は、事業を利用する乳児が多胎児の場合に2人目以降の1人あたりの加算額
ミルク代、おむつ代、交通費等の実費は、利用者負担とする